

○文化庁告示第八十六号

著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第九十三条の三第一項、第九十四条の三第一項及び第九十六条の三第一項の規定に基づき、これらに規定する円滑な許諾のために必要な情報であつて文化庁長官が定めるもの及び文化庁長官が定める方法を次のように定める。

令和三年十一月二十四日

文化庁長官 都倉 俊一

（法第九十三条の三第一項に規定する文化庁長官が定める情報）

第一条 著作権法（昭和四十五年法律第四十八号。以下「法」という。）第九十三条の三第一項に規定する文化庁長官が定める情報は、次の各号に掲げるものの全てとする。

- 一 特定実演家の氏名（芸名その他氏名の代わりに用いられるものを含む。以下同じ。）又は名称
  - 二 前号の特定実演家が権利を有する実演に係る実演家の氏名
  - 三 前号の実演に係る放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先
- （法第九十三条の三第一項に規定する文化庁長官が定める方法）

第二条 法第九十三条の三第一項に規定する文化庁長官が定める方法は、実演に係る活動の支援を業務とする法人（法第二条第六項に規定する法人をいう。以下この条において同じ。）であつて法第九十三条の三第一項に規定する特定実演家が所属するもの（特定実演家が法人である場合は、当該

法人)のウェブサイトにも前条各号の情報を掲載する方法とする。

(法第九十四条の三第一項に規定する文化庁長官が定める情報)

第三条 法第九十四条の三第一項に規定する文化庁長官が定める情報は、次の各号に掲げるもの全てとする。

- 一 商業用レコードの名称
- 二 前号の商業用レコードに録音された実演に用いられた著作物の題号
- 三 特定実演家の氏名又は名称
- 四 前号の特定実演家が権利を有する実演に係る放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先

(法第九十六条の三第一項に規定する文化庁長官が定める情報)

第四条 法第九十六条の三第一項に規定する文化庁長官が定める情報は、次の各号に掲げるもの全てとする。

- 一 商業用レコードの名称
- 二 前号の商業用レコードに録音された著作物の題号
- 三 第一号の商業用レコードに係る法第九十六条の二に規定する権利(放送同時配信等に係るものに限る。)を有する者の氏名又は名称

四 第一号の商業用レコードに係る放送同時配信等の許諾の申込みを受け付けるための連絡先

（法第九十四条の三第一項及び第九十六条の三第一項に規定する文化庁長官が定める方法）

第五条 法第九十四条の三第一項及び第九十六条の三第一項に規定する文化庁長官が定める方法は、一般社団法人音楽情報プラットフォームフォーラム協議会のウェブサイト（著作権又は著作隣接権を有する者を検索するために用いられるものに限る。）に第三条各号及び前条各号の情報を掲載する方法とする。

#### 附 則

この告示は、令和四年一月一日から施行する。